

平成21年度第2回 行財政改革委員会市民部会 議事録

日 時 平成22年3月23日（火） 午後3時00分 ～ 午後4時35分

場 所 川崎市役所第3庁舎15階第1・2会議室

出席者 委員 加藤部会長、井上委員、後藤委員、徳田委員、殿村委員、前田委員、
山越委員

市 側 長谷川総務局長、瀧峠人事部長、野村財政部長、土方都市経営部長、
南企画調整課主幹、白鳥財政課主幹、

事務局 大村行財政改革室長、篠原行財政改革室主幹、株式会社CSK職員

- 議 題
- 1 平成22年度川崎市予算について
 - 2 市民部会 平成21年度活動報告書について
 - 3 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0 名

議事

篠原行財政改革室主幹

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成21年度第2回行財政改革委員会市民部会を開催させていただきたいと思います。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、総務局行財政改革室の篠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、幾つかの事務連絡がございます。

本日の委員会は、公開とさせていただきます。マスコミの方々の取材を許可してお

りますので、ご了解のほうを存じたいと思います。

また、速記業者の方に議事録の作成を依頼してありますので、会場内に同席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この市民部会の会議運営等につきましては、株式会社CSKにご協力をお願いしております。本日の部会におきましても、事務局として出席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をお願いいたします。まずお手元に、本日の次第、席次表、あと委員の方の名簿、次に資料1として川崎市予算について。こちらですね。それと、あとは資料2といたしまして、平成21年度の川崎市行革委員会の市民部会活動報告書となっております。資料のほうはよろしいでしょうか。

よろしいですか。はい。

なお、委員の方で、田村委員につきましては、先ほど欠席という連絡をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、長谷川総務局長のほうから、皆様にごあいさつをお願いいたします。

長谷川総務局長

総務局長の長谷川でございます。本日はお忙しいところ、本年の第2回目となりますけれども、行財政改革委員会の市民部会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、委員の皆様方には、4月から4回にわたって、事前の検討会において熱心なご議論をいただいたということでございますので、改めて、この場をかりて、御礼を申し上げる次第でございます。

これまで、皆様方のご意見、それから行財政改革委員会の皆様のご理解とご協力のもとに、本市では、行財政改革を着実に、確実に進めてまいりました。平成21年度の予算編成に当たっては、減債基金から新たな借入れを受けないで収支均衡を図るという目標の達成をしてきたところでございますけれども、この間、リーマンショック以来の非常に厳しい経済状況の中で、平成22年度予算につきましては、市税収入の減少、とりわけ法人市民税は30年前の水準まで落ち込んでいると、こういう状況でございます。そうした中、厳しい財政状況の中にあっても、しっかりと市民サービスを行っていくためにも、行財政

改革に取り組んでいくことが重要であるというふうを考えておりますので、引き続き、新行財政改革プランに基づく取り組みを進めてまいりたいと思っております。

本日は、議題として、今申し上げました平成22年度川崎市の予算、これについてご説明をさせていただきますが、さきの議会で議決をいただきましたものでございます。それと、今年度、委員の皆様にご議論いただいたテーマにつきましても、後ほどご報告をいただけるということでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

最後になりますが、この会議が実り多くなるためには、忌憚のないご意見をいただければ幸ひと思ひます。よろしくお願ひいたします。

篠原行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思ひます。

ここからは、部会長に議事進行をお願ひしたいと思ひます。

加藤部会長、よろしくお願ひいたします。

加藤部会長

はい。それでは、次第に従ひまして、進めたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず最初に、議題1の平成22年度川崎市予算について、事務局から説明をお願ひいたします。

白鳥財政課主幹

皆さん、こんにちは。財政局財政課の白鳥と申します。私のほうからは、こちらの資料1に沿って、予算についてのご説明をさせていただきます。座ってご説明をさせていただきます。

まず、この冊子の表紙なんですけど、こちらは、皆さん、今日、こちらにお見えになるときにもお気づきになったかと思うんですけど、川崎駅の東口の駅前広場、これを、今、バリアフリー化ですとか、あと環境対応の施設にするということで、23年3月の完成を目指しまして工事を進めているところでございます。でき上がりますと、平面横断ができるようになる。それから、照明についてはLEDを使ったりですとか、あと太陽電池やリチウムイオン電池、その辺の環境配慮の施設も使ひまして、環境都市・川崎の新たなシンボル

になるのではないかと期待をしているところでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、最初に、22年度予算の考え方が記載してございます。まず、これをご説明させていただきます。

こちらにつきましては、22年度予算「環境変化対応予算」、こういうような名前をつけているところでございます。

まず第1段落目は、これまでの実績などが書いてあります。これまで本市につきましては、改革プランに基づく改革の取り組みですとか、川崎の持つポテンシャル、川崎の持つ能力といいますか潜在能力、それをしっかりと生かしたグッドサイクルのまちづくりというのを積極的に推進しておりました。そのようなことがございまして、これまでの間、改革の成果といたしましては、人件費がしっかり減少しているですとか、あとグッドサイクルという意味では、人口が増加いたしまして、市税等がこここのところずっと順調にふえておりました。こういうことで、平成21年度予算、今の予算といいますと去年の予算におきましては、平成14年に行財政改革プランをつくったときからの目標でございまして、収支均衡というものを達成したところでございます。

しかしながら、この間、平成20年のリーマンショックですとかサブプライムローン問題に端を発した世界的な経済危機、これの影響が非常に大きくて、先ほど長谷川局長のほうからもございましたが、市税収入、過去最大の下落でございまして、今までにないほど下落しております。

それからもう一点、国のほうなんです、今までずっと自民党政権が続いておまして、戦後初の本格的な政権交代ということで、新たな政権が誕生いたしました。その中で、地域主権の確立というのが新政権の大きな柱に掲げられておまして、その辺の実現については、川崎市としても着実に準備を進めておりますが、その中で言われている一括交付金ですとか、そういう部分については、いまだに具体的な姿が見えていない状況でございまして、その制度変更の内容によっては、本市の財政負担につながるようなことも懸念されていると、こんな状況がございまして。

4段落目でございますが、このように、本市を取り巻く社会経済環境も、非常に大きく激変しております。そんな中ではございますが、市民生活の安定を確保するために、必要な市民サービスを着実に提供すると。これが地方自治体の責務でございまして、それが今こそ問われているのではないかと、このことを前提に、22年度予算をつくっております。

その下の段落になりますが、22年度予算は、141万市民が、いきいきと心豊かに暮

らせるように、その下にございます3点、これを基本に編成を行いました。

1点目が、計画事業の一層の推進とともに、環境変化への確に対応し、「新たな飛躍」の礎を築くということをございます。福祉サービスですとか子育て支援施策、それから中小企業支援や雇用対策など、緊急性が高くて、市民が日常生活を安心して送るために必要な施策、こちらについては、財源対策も講じながら、しっかりと実施していくというのをございます。それからもう一点、経済環境だけではなくて、今、中国の進出ですとか、世界経済の枠組み自体も変わっております。そういった中で、これから川崎市がどうやって発展していくかというようなことを見据えまして、そういう将来を見据えた事業、これもあわせて推進して、川崎の新たな飛躍の礎を築くというのが、1点目をございます。

2点目は、自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりに向けた取組を、一層推進しますということをございます。こちらは、パブリックコメント手続制度ですとか住民投票制度ですとか、そちらにつきましては、枠組みはしっかり、もうできておりますので、今後、それらを根づかせていくというようなことをしっかり進めていきたいと考えているということをございます。

それから、3点目が、こちら行財政改革委員会の一番の話題だと思うんですが、22年度予算についても、改革の取組を確実に反映したところをございます。ここにもございますとおり、市税収入が、緩やかな増収傾向から過去最大の減収へと大きく転換すると。こういう極めて厳しい状況の中で、改革の取組を引き続き積極的に推進いたしまして、その成果を予算に反映させております。内容については、後ほどまた説明をさせていただきます。また、これまで改革効果の市民サービスへの還元という、そういう取組も進めてきたのですが、こういう苦しい中でも、22年度については、水道料金の負担軽減等々についても新たに実施していくと、このようなことを考えているということをございます。

そういうわけで、22年度予算は、これ、市長が、前回の市長選挙でマニフェストで掲げたものなんですが、「人間都市」、「安心快適都市」、「元気都市」、「安定持続都市」、「オンリーワン都市」という、5つのまちづくりのキーワードというのをございます。これのもと、市民生活の安全・安心をしっかりと確保して、川崎の新たな飛躍の礎を築くために、今述べましたような急激な変化に的確に対応する予算、こういう意味を込めて、「環境変化対応予算」というふうにしたものをございます。

以上が22年度予算の一番基本的な考え方の部分をございます。

また、ちょっとおめくりいただきまして、予算の概要をご説明いたしますので、1ペー

ジをごらんください。こちら、予算の概要ということで、まず予算の規模でございますが、上のほうの四角のところの一番上に一般会計とございます。一般会計というのは、市税収入を財源にいたしまして、基礎的な市民サービスをやっていくという会計なんですけど、こちら、予算規模6,116億円余ということで、実は今まで、苦しい苦しいと言いながらも、一般会計の規模はこれまで過去最大のものとなっております。その主な内容といえますか原因といえますか、それが下のほうに、一般会計は5.2%の増というのがありますが、その中に書いてあるんですが、22年度は、まず子ども手当、これは基本的には国の政策なんですけど、これが創設されたことで、230億円超の予算規模のものでございます。それから、あと保育園ですね。待機児童が今非常に問題になっておりまして、川崎市、このところ、毎年1,000人以上の保育受け入れ枠を確保しようということで、取り組みを進めておりますので、それによって、その経費が増加していると。それから、あと生活保護ですね。この厳しい状況を受けまして、生活保護、今まで450億円ほどだったのが、510億円と、初めて500億円を突破するというような状況になっております。あともう一つは、この厳しい経済状況の中で、中小企業の資金繰り支援のために経営安定資金という貸付をやっておるんですが、金融機関を使ってやっておりますので、そこへの預託金というのがございまして、そちらも大きくふえていると。そういうような形で過去最大の予算規模になっているというところでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、一般会計を中心にご説明させていただきます。こちらの2ページは、一般会計の歳入の部分でございます。こちらは、何といたっても、やはり市税のところですね。この表の下といえますか、左上といえますか、市税という囲みがございまして、まず企業収益の減少から、これまでに引き続いて法人の市民税が大幅に減となっております。おとし20年度は、300億円近くあったんですね。それが21年度で約200億円になって、今回はついに100億円程度になってしまっていると。100億ずつ、毎年減っているような状況でございます。それから、その下でございますが、今回は個人の市民税が、やはり100億程度減収になってしまいました。これは人口がふえてはいるんですが、やはり所得環境が非常に厳しいということで、収入としては落ちてしまったと。そんなような状況でございます。そんなこともございまして、市税全体では、額、率ともに、過去最大の下げ幅となってしまったということでございます。

それから3ページのほうにいきますと、こちらからは歳出なんですけど、これは議会費、総務費、市民費というふうに、歳出を目的別に示しているものでございます。この中で、

やはり、増が目立つのがこども費で、上から4番目ぐらいですかこども費というのがございますが、その右から二つ目に、234億ふえていると。これ、先ほども言いましたように、子ども手当ですとか保育園ですとか、そういうものでございます。その下の健康福祉費、こちら98億円ふえておりますが、これもやはり先ほどの生活保護費の関係ですね。それから、一つ飛ばして経済労働費、こちらは中小企業の資金繰り、こういう関係でふえているということでございます。

1枚、まためくっていただきますと、こちらは、今の歳出を、人件費ですとか、そういう性質別に分けて示したものでございます。こちら、まず人件費でございますが、これも四角の中で人件費という囲みがございますが、まず人件費につきましては、61億円の減となっております。これは継続的に職員数の削減を図っているということに加えて、期末勤勉手当が、やはり世の中の動きに合わせて我々公務員のボーナスも落ちておりますので、それによる減。それから、あと、退職手当も減ってきております。これも、前のこの委員会でもちょっとお話ししたかもしれないんですが、定年退職につきましては、19、20、21ぐらいが一番多い時期で、22年度からは大分落ちてきている、そんなような状況でございます。それらがございまして、人件費全体では61億円の減となって、あとのほうの表のところを見ていただきますと、人件費の構成比、去年は18.9%となっていたのが、17%まで落ちてきているというところでございます。それから、もう一つ特徴的なのが、やはり扶助費という、こちらは福祉関係ですとかのそういう経費が扶助費と呼んで分類されるんですが、こちらはやはり生活保護費ですとか子ども手当の増によりまして、過去最大になっております。かつ、先ほど人件費の構成比が17%と申しましたが、今回、扶助費が20.8%の構成比になっております。そんなことで、まず扶助費が1,000億円を超えているのが、これまでで初めてでございます。さらに、比率で人件費を上回っているというのも初めてということで、これは、社会経済状況もございまして、あと、一方では、新政権の「コンクリートから人へ」ではございませんが、その子ども手当の影響も大きくて、扶助費が非常に大きくなっているというのが、非常に特徴となっております。

ちょっと簡単ですが、今のところが大体、外形的な部分のご説明になります。

次の5ページからは、今回、行財政改革委員会市民部会ということでございますので、5ページのところ、行財政改革の取組でございます。こちらは、今厳しい中だからこそ、改革プランに基づく取組をしっかりと進めてきましたということで、歳入の確保ということ

で15億円、それから、歳出の見直しということで75億円の改革効果というのを生み出して、新年度の予算に反映した、合計で90億円を反映したということでございます。その中で、動きが端的に、改革効果が端的に見えるということで、その下に人件費のグラフをつけております。これは、先ほどちょっと、退職手当のお話もしましたが、退職手当ですと、定年の人数によって、人件費が大きく増減してしまいますので、このグラフは、そういったものを除いて、いわゆる職員給、給料と職員の諸手当ですね。それを入れた職員給というベースで、これが一番、職員の削減ですとか給料の見直しが端的に出る数字なんですけど、そちらも平成14年からの推移を示しております。14年と比べますと、この四角の中にも書いてありますが、22.7%、210億円の大幅な減というふうになっております。

このうち、職員の人数なんですけど、ちょっとここに書いていないんですけど、これは、一般会計の職員数ということでちょっと今申し上げますが、7月に、実際の全職員でこの改革委員会の中ではご報告しているんですけど、それとは数字が合わないんですけど、一般会計という面で行きますと、平成14年は1万2,009人、職員がおりました。それが平成22年には1万336人と、そういうふうに人数も減ってきているというところでございます。

続いて、次の6ページにまいります。市民サービスへの還元は、先ほど話しましたので飛ばしまして、市税の状況ですね。こちら、ちょっと下のグラフを見ていただきたいと思うんですけど、市税の動き、先ほど言いましたが、ここに、右側は個人市民税と法人市民税がありますが、まず上のほうの個人市民税は、今まで緩やかながらも順調にふえていたのが、今回は落ちてしまっていると。それから、法人の市民税については、100億単位で落ちて、ついに100億ちょっとになってしまっているという状況がこのグラフから見られると思います。

次の右側の7ページですが、じゃあ、これをどうやっていくんだというところでございます。このように非常に厳しい税収の動向でございまして、さらに、先ほど話したように、改革効果90億円を見込んではいるところですが、まだまだ厳しいと。そんな中でも、この右のほうにちょっと書いてありますが、真ん中辺ですか、「しかしながら」の先に、「いかなる状況にあっても市民生活の安定を確保するために必要な市民サービスを着実に推進する」というために、今回、その1行飛ばしたあたりに書いてあります市債ですね、地方債、市債というのを、ルール上、使えるだけ使いました。そういう財源対策をしたんですけど、それでも、必要な経費、残念ながら生まれませんでした。そういうことで、減債

基金、これは、今、市債というのは、昔は、借りると3年ぐらい据え置いて毎年少しずつ返していたんですが、市債の流動性を確保するために、10年後に一遍に返すというふうな市債の発行がほとんどを占めておりまして、ただ、そうはいつでも、10年後にそのまま返したのでは、市債の目的の一つであります世代間の公平というのが図れなくなってしまいますので、10年後の償還を見越して、やっぱり均等に積んでいっているんですね。将来の償還に備えてお金を積んでいっている基金で減債基金というのがありまして、こちらはキャッシュで1,000億ぐらい今ございますので、そこから150億円を借りるという形をとって、収支の均衡を合わせたというところでございます。

今お話しした、その減債基金からの借り入れというのも、下にグラフがあるんですが、14年に行政改革プランを初めてつくったときも、改革の取組をやっていく中で急激に市民サービスを落とすわけにはいかないということで、この減債基金を活用しながら改革を進めてきたと。当時、目標としたのが、平成21年には、減債基金から借りないで収支均衡を図るというところでずっと進めてきたわけなんですけど、このグラフにあるとおり、それはしっかりと達成をしたところでございます。21年はゼロになっていると。ただ、その後の環境激変で、今回やむを得ず、150億円を借りるに至ったということでございます。

同じような指標として、下のプライマリーバランス、一般会計の基礎的財政収支（プライマリーバランス）というのがございますが、これは何かというと、歳入に占める市債の借り入れです。市債の発行額、それと歳出のうちの市債の償還額、これを比較しまして、発行額のほうが多いとプライマリーバランスは赤字ということで、年々、市債の残高が積みあがっていってしまうということでございます。それで、償還額のほうが多ければ、だんだん残高は減っていくと、そんなような形の指標なんですけど、こちらは、行革の効果等もあって、平成17年以降、黒字を確保していました。市債の残高は減っていったという状況だったんですが、こちらについても、今回、財源対策ということで、国と違って、勝手に赤字市債とかは出せないんですが、使える市債は使わざるを得なかったということで、22年度は一般会計で60億円の赤字になっているということでございます。

プライマリーバランスについては、その時々で大きな投資とかがあると、一時的には赤字になるというのは、それは問題はないんですが、やはり、トレンドとして黒字基調を確保していないと、市債の残高がどんどん積み上がってしまうということになってしまいます。ですから、今回、これ、赤字になっておりますので、今後気をつけていかなければい

けないというような状況になっております。

ちょっと説明が長くなってしまって申しわけありませんが、今回は、行革の市民部会ということで、予算の全体を説明させていただきました。

その後ろはもう省いてしまいますが、次のページからは、先ほど言った5つのキーワードごとに、いろいろな事業を並べているものでございます。

少しだけお話しすると、最初の8ページの「人間都市かわさき」のところでは、左上に、まず高齢者の多様な住環境というところで、厳しい中で、やはり市民の皆さん、切実な願いである特別養護老人ホームですとか介護老人保健施設ですとか、その辺の取り組みはしっかりと進めております。それから、そのもう少し右下、保育環境の整備というところでは、やはり、これも切実な行政需要ということで、多様な保育の充実ということで、こちら、そこには書いていないんですが、保育受け入れ枠の拡大ということで、21年度は、受け入れ枠1万4,233人だったものを、今回1万5,411人というふうに、1,178人拡充しているところでございます。

それから、もう一枚おめくりいただきまして、11ページですが、こちらは、将来を見据えた施策ということで、その中の右上の右側といいますか、「臨海部における」という項目がありますが、こちらでは、川崎臨海部それから神奈川口、この辺までしっかり進めていこうということで、白丸の3つ目ですが、殿町3丁目地区というところに、環境ライフサイエンス分野、そちらの研究開発拠点をつくっていこうというような取り組みもやっけていくというところでございます。

それから、もう一枚おめくりいただきまして、12ページ、こちらは、「安定持続都市かわさき」ということで、こちら、右の真ん中よりちょっと上に緊急経済対策というくりをつくっておりますが、こちら平成21年度の当初予算は、経済対策総額で575億円だったんですが、今回915億円に大きくして、経済対策にも取り組んでいくということでございます。

雑駁でございますが、ご説明は以上とさせていただきます。

加藤部会長

ありがとうございました。

ただいま報告をしていただきました予算につきまして、皆さんから、ご意見とかご感想、ご質問等をいただきたいと思います。毎度で申しわけないんですが、井上さんのほうから

よろしく願いいたします。

井上委員

税の減収によって、今、ちょっと説明していただいたんですけども、収支は均衡がとれているんでしょうか。どこからか借りてきて、どうのこうのという説明がありましたけど、21年度はゼロということでしたね。一応、減収になると、結局それが市民サービスのほうの反映が悪くなってくるんじゃないかなという懸念もあるんですが、その点はどうなんですか。

野村財政部長

よろしいでしょうか。財政部長の野村と申します。

市税収入が非常に大きな落ち込みをしたということで、結果的には、その収支自体はバランスをとったというところがございます。先ほどもご説明しましたように、減債基金、これは将来の地方債を返すためにしておく貯金ですけども、そこから一時的に150億円を借り入れるということで、今、経済情勢もこういう状況ですけども、市民サービスについても、例えば保育所のニーズですとか、あるいは特別養護老人ホームのニーズとか、非常に市民の方に対してしっかりサービスしていかなくてはならないという状況もございますので、22年度予算については、市民の方へのサービスを切るという部分については、特段、新たなものというものは出てきていないというところがございますが、そういった形で、収支自体は、何とかその借り入れを行うことによって、バランスをとれているというところがございます。

以上でございます。

加藤部会長

よろしいですか。

井上委員

昨日のテレビニュースで、千代田区が待機児童ゼロになったので、そこにみんな引っ越して、そこに待機児童を預けてということですが、川崎市の場合は保育の待機児童はどうなんですか。

野村財政部長

昨年度の状況で、713名ですか、待機児がございました。川崎市では、保育の緊急の5カ年計画等をつくっておるんですけども、それを前倒して見直しを行いまして、今年度も含めまして、3カ年で3,000人超の受け入れ枠を設けていくということで整備をしております、22年度予算についても、そういった1,000人規模の定員枠をふやすというような措置をしております。ただ、いかんせん、たちごっここととあれなんですけども、一定程度の待機児があつて、1,000つくつたとしても、さらにそれを上回る、入れたいというようなご要望が出ておりますので、22年度4月時点での待機児というものは5月ぐらいに集計がまとまると思いますけれども、713が減っているかという、そこは厳しい、若干ふえているんじゃないかと思っておりますけれども、そういった状況でございます。

井上委員

ご主人の収入だけでは、やっていけないということで、奥さんがみんな働きたいということで、どんどんどんどん、ふえちゃうと思うんですね。

野村財政部長

そうですね。経済状況もございますし、やはり、女性が仕事につきたいと、仕事についている女性の割合も高くなっておりますので、そういった形で保育所ニーズが高まっているということでございまして、市としても、最優先課題の一つとして、保育所整備は進めているところでございます。

加藤部会長

ですから、今回も減債基金の借入云々があつたんですけども、そうすると、新たなサービスの見直しをしたという項目は、この22年度予算では、ないというふうに考えてよろしいんですか。

野村財政部長

はい。

加藤部会長

ですから、サービスの改悪といいますか、なくすということではなくて、ただ、その部分は減債基金のほうを借り入れされているということですね。

じゃあ、後藤委員、何かございますか。

後藤委員

はい。減債基金というのは、最初のお聞きしているのは、要するに貯金なんですか。市としての、何かこの基礎的なものが足りないときに、そこから借りてきて充当すると。何か、先ほど1,000億円ほど、キャッシュであるということをおっしゃっていたんですが。

野村財政部長

よろしいでしょうか。先ほどお配りした資料の119ページをお開きいただけますでしょうか。ここで、基金残高の状況ということで、基金残高の状況ということでございますが、こういった形で、これぐらいの種類の基金を持ってございます。それぞれの特定の目的のために、毎年一定ずつ、それぞれの基金を積み立てているわけでございますが、減債基金については上から4番目ということで、この字のとおり、将来、地方債を毎年発行して、いろいろな整備をしているわけなんですけれども、10年の地方債を発行すると10年後に返さなくてはいけないということなんですけど、10年後に全然、毎年積立を行ってなくて一遍に返すと、その年の負担が大変大きくなるということで、例えば10年ですと、100億円借りたら、毎年10億円ずつ、単純にいうと積んでいくというようなことをしているわけでございます。ですから、この減債基金自体は、将来の地方債の償還に備えて積み立てている基金でございますが、今、委員がおっしゃったような基金は、その上の財政調整基金というものが本来そういった財政調整のために使う基金ではあるんですけれども、川崎の場合、財政危機宣言をして、そういった厳しい状況の中で財政調整基金もかなり枯渇しているというところで、今回は、その減債基金、貯金ではあるんですけれども、本来は地方債の償還のためにとっておかななくてはいけないものを、こういった経済情勢で一時的に借り入れを行ったということでございます。

加藤部会長

将来必要になる資金をためておいたものを、今使っているという話ですね。

後藤委員

この基金というのは、何かいっぱいあるんですね。これ、全部、貯金みたいなものなんですか。

野村財政部長

貯金と申しますか、それぞれの目的のために、例えば、一遍にそういった需要が生じたときに対応できないということもありますし、あるいは、文化関係あるいは福祉関係のものですと、いろいろ寄附、市民の方からの一般の寄附もございまして、その受け皿として用意しているようなものもございまして。

後藤委員

積立金というか、そんな感じなんですかね。

野村財政部長

そうですね。

後藤委員

はい、わかりました。

それからもう一点、言葉の意味についてですが、前にいただいたこの予算の中で、先ほど井上さんからも保育園のことが出たんですが、認可保育園と認定保育園という言葉がありました。29ページにも、認可保育園の拡充とか、認定保育園の開設とかあるんですが、認可保育所と認定こども園に何か違いがあるのでしょうか。

野村財政部長

よろしいですか。平たく言いますと、例えば、認定保育園というのは、国、厚労省の基準に合っているかどうかということで、例えば、園児一人当たり園庭が3.3平方メートルなくちゃいけないとか、そういったもの、あるいは、保育士さんの数の配置基準、そう

いったものが国の基準で決まっております、それを満たしているものが基本的に認可保育園という形になります。ただ、それには満たないけれども、一定程度のしっかりとしたサービスをやっているということで、本市として、認定というか認めている、一定の基準のもと認めているというものが認定保育園ということでございます。

後藤委員

市としては、何か助成みたいな違いがあるわけなんですか。

白鳥財政課主幹

認可保育園ですと、やはり経費が、市だけではなくて国からも出ています。認定保育園の場合は川崎市独自の制度でございますので、市から運営費というものを出していると、そんなような状況でございます。

後藤委員

はい、わかりました。

加藤部会長

よろしいですか。

それでは、徳田委員。

徳田委員

徳田でございます。2点、質問がありまして、第1は、減債基金が先ほどからいろいろ話題になっておりますが、私は、そういった保留分から一時的な収入の減少を立てかえるということは、それはそれでよいと思うんです。ただ、それにも限度がありまして、今、約1,000億ぐらい積み上げているようですけれど、大体その適正な規模というのはどのぐらいなのでしょう。

それから、二つ目の質問は、今年から子ども手当の支給が始まるということですが、子ども手当は国からも予算措置がされるわけですね。そこで、国と市とどのような割り当てで負担するのか、それを教えていただきたいと思っております。

加藤部会長

はい。2点、1つは、減債基金の活用なんですけども、支出、使うときのバランスですが、どのような考え方で、例えば足らなくなったら使うんじゃないくて、どんな考え方を持っていていらっしゃるのかというのが1点と、もう一点は、子ども手当の国と市の負担ですね。

白鳥財政課主幹

では、私のほうから。

まず1点目の減債基金に適正規模があるかというところなんですけど、減債基金の場合は、適正規模といいますか、先ほどの繰り返しになってしまいますが、10年債で100億円発行しましたよということになると、それを毎年10億円ずつ積んでいますというので、言ってみれば、残高そのものが適正規模という形になります。ですから、これは、必ず将来払わなければいけないものを積み立てておりますので、このまま食ってしまうというわけにはいかない基金でございます。

加藤部会長

そうすると、今現在、発行額の減債基金の大体の割合というのはどのぐらいですか。

野村財政部長

市債残高については118ページをご覧ください。市債残高がございますように、22年度ですと9,881億円ということで、これに対して、右側のページに減債基金1,290億程度というのが、減債基金の残高ですので、基本的にルールどおり、一部、過去においてルールどおりの積立を行っていない部分もあるんですけども、基本的にルールどおり積んでおりますので、9,800億ぐらいの債務残高にとっては、1,300億円ぐらいの貯金を持っていることが適正規模だというふうなことになります。ですから、パーセンテージで言いますと、十三、四%という形でございます。

加藤部会長

わかりました。

では、2番目のご質問を。

白鳥財政課主幹

まず、子ども手当の関係なんですが、こちらは、まず、子ども手当の総額につきましては、30ページの、二重丸がついている子ども手当の支給というのがございますが、こちら263億円が、子ども手当の総額でございます。当初は、これが丸々、国の財源で、国の制度でございますので、当然、国の財源で賄うということであったわけなんですが、今回、今年度限りの措置とは言われてはいるんですが、その上に児童手当とございますよね。この児童手当の制度が子ども手当の中に包含されるような形になりました。その児童手当につきましては、ここ、ちょっと出ていないんですが、川崎市の負担分として20億円程度がございました。ですから、この263億円のうち20億円ぐらいを、22年度は川崎市が負担をしているということでございます。

加藤部会長

よろしいですか、徳田さん。

では、殿村さん、よろしく願いいたします。

殿村委員

皆さんがおっしゃったから、いいです。

加藤部会長

よろしいですか。

殿村委員

はい。

井上委員

ちょっとすみません。

加藤部会長

井上さん。

井上委員

よろしいですか。子ども手当は結構なことなんですけれども、外車を乗り回している親で給食費を払わないという方が随分いらっしゃるということを聞いておりますので、子ども手当を、給食費を差し引いて、どういうふうな支払いになるかわかりませんが、私の案としては、給食費は天引きで引いて、払ってもいいんじゃないかなというふうに思いますが。払わないから、あなた、あげないよというわけにはいかないですよ、小さいお子さんに。そういうふうなことも考えてもいいんじゃないかなというふうに、ちょっと思いましたけど。

加藤部会長

はい。意見として承ります。

では、前田委員、よろしくをお願いします。

前田委員

私、今の国の状況を見た場合に、この今日の川崎市の対応を聞いて、非常に税収が落ち込んでいる中でも、非常に苦労しながら一生懸命やっておられるんだなという、そういう感じを痛切に持ちました。特に、国の場合は、税収が落ち込んで、もう、どうしようもないような、国会答弁なんかも見ますと、ほんと、もう万歳したような感じなんですけど、今日の川崎市のお話を聞きますと、地道に取り組んで、一つ一つ、解決に向かって着実に進んでいられるんだなと、そういう感じを受けました。その場合に、ずっと先を読んだ場合に、また老婆心じゃないですけど、今年は、とりあえず今のような説明で乗り切れるんですけど、今後の税収が回復しない場合に今後どうなるかという、その辺の視点も持ちながら運営していただきたいなという感じを受けました。といいますのは、さっきの市民サービスの厳しい状況の中で、現状維持できるように努力されているんですけど、今後ますます税収が落ち込むようなことになると、市民サービスもどこかで我慢してもらわなくちゃならない、そういうときも必ず出てくると思うんですね。その場合にどういうサービスを我慢してもらおうとか、そういうことも考える時期が間もなく来るんじゃないかという、そういう懸念を持っているので、今年は、とりあえず、大変な努力をさせていただいてクリアできそうなんですけど、来年以降、この辺も、不断の努力で、健闘を怠らないでいただきたいなという、そういう気持ちを強く持っています。

加藤部会長

わかりました。少し、ご意見ですけれども、今後の環境予見の変動に応じて、川崎市として、行政として、どんなふうなコントロールを、グリップをきかせていきたいかという部分のご質問も若干ありましたので、何かご意見ございましたら。

白鳥財政課主幹

まず、私のほうから。

先ほどもお話ししたとおり、川崎市は、14年から行財政改革プランということで、高齢パスですとか、その辺は市民の皆様のご負担もいただきながら、やっと21年に収支を均衡させたというようなことがございますが、その後の大きな変動で、今回150億借りるに至ったわけでございますが、こちら、国のほうの発表では、国と地方を合わせた債務の残高がGDPの1.8倍という、非常に膨大な借金を抱えているんですね。川崎市だけではなくて、日本という国と、あと、日本の地方を全部合わせると。そういうような状況でございますので、今後、非常に厳しいというのは、川崎だけではなくて、日本全国あるとは思いますが。

そんな中でも、平成22年度は、また行財政改革プランと、あと、新総合計画の実行計画を見直していく年になります。そういう中で、今後の税収の見込み等も考えながら、どういうふうに事業を進めていくのか、どういう部分を改革していくのかと、そういうようなところをしっかり見ていかないといけないかなと思っております。そのような中では、市の単独でやっております補助的なものですとか、そういう部分は一定程度の議論は必要かなと、そんなふう考えているところでございます。

加藤部会長

ありがとうございました。

それでは、山越さん、よろしく申し上げます。よろしいですか。

山越委員

はい、結構です。

加藤部会長

では、市議会を通りました予算について、市のほうからご説明をいただきましたけれども、ぜひ、手前ども市民部会のメンバーから出ました意見につきましては、今後のやはり市の行政の運用の中でぜひ生かしていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

あと、何か皆さんで、もう一、二点、何かご質問というか意見があれば。

井上さん、おありのようだから。

井上委員

すみません。川崎市は住民がふえているというお話を市長からのお言葉で伺いましたけれども、それにもかかわらず、税収が減収しているんですか。

野村財政部長

はい。

井上委員

事業収入とのバランスですか。

野村財政部長

事業収入についても、かなり、もともと300億円ぐらいあったものが100億円に、200億円も減っているということがございます。実は、21年度予算も、そういった兆候が出てきておりましたが、21年度予算は、人口増による市民税の増加というものと、家がふえておりますので固定資産税の増加というものが、法人のマイナスをカバーしたという状況でございます。ただ、やはり給与所得が落ちてきているということで、住民がふえていて、その分、税収がふえているはずなんですけど、給与の減というものが出てきているというところで、重ねて過去最大の減収になったということでございます。

ですから、地方税の場合は、国の場合は、所得税はその年の所得に対して課税されますが、地方税の場合、1年おくれ、前年度所得に対して課税ということですので、今のこの春闘の状況とかを見ていると、23年度の市民税についても厳しい状況が引き続き想定されるということでございますので、今日いただいた意見も踏まえて、その辺、しっかり

と財政運営をしてまいりたいと考えております。

井上委員

ありがとうございました。すみません。

加藤部会長

はい。それでは、大分、時間が押しておりますけれども、議題の2、明日、市長のほうに答申をいたします、市民部会の平成21年度の活動報告について、説明をよろしく願います。

篠原行財政改革室主幹

それでは、まず私のほうから、ご説明させていただきます。

本市民部会につきましては、今年度の取り組みといたしまして、公の施設の効率的な管理運営というのをテーマに、市民部会での議論を行っていただきました。市民部会の委員によるワークショップ形式の検討会を計4回、開催させていただきました。うち1回は、現地視察を行いまして、このたび、活動報告書として取りまとめたところでございます。

この報告書につきましては、明日3月24日に、まず阿部市長に、市民部会活動報告会として、部会委員から報告することとなっております。その後、10時より開催されます平成21年度の第2回行財政改革委員会、いわゆる親会におきまして、部会長から報告する予定となっております。

本日は、お手元の資料2に沿いまして、活動報告書の概要等につきまして、市民部会の事務局である株式会社CSKスタッフのほうから、ご報告させていただきます。

CSK（岩下）

ご紹介いただきました、株式会社CSKの岩下と申します。それでは、資料2に沿って、座らせていただいて、ご説明をさせていただきます。

資料2が、今年度の市民部会の活動の成果・提案としてまとめさせていただいた資料です。

テーマについては今ご説明がありましたが、まず4ページに、今年度のテーマ選定の経緯について記入してございます。

今回のテーマを選んだ理由ですが、まず昨年度は、市民広報、行財政改革をどうやって市民に伝えるかということで検討を進めてまいりましたが、それを土台として、日常生活の中で、行財政改革とのかかわりを市民が感じるようなテーマにしようということ、それから、行財政改革への理解を深めながら進めようということ、公の施設の効率的な管理運営、特に市民の視点から、指定管理者制度を取り上げて検討を進めてまいりました。また、指定管理者制度を取り上げた理由としては、平成15年度から改革の中で導入が進められてきた制度であるということ、あとは、特に平成22年度末で、第1期に導入された施設の更新、評価の時期が来ているということで、市民部会として調査・検討、意見を提案させていただくタイミングとしてもよいのではないかとということで、取り上げさせていただきました。

それから、5ページが経緯となります。先ほどご説明があったとおり、4回の部会の中で、今回は視察も行っております。

6ページ、7ページが、今年度の検討の成果をダイジェスト的にまとめたものです。

8ページ以降がそれぞれの詳しい内容となっておりますので、駆け足になりますが、説明させていただきます。

まず8ページ、9ページですが、今年度、指定管理者制度を取り上げましたが、市民部会の委員さんの方々、指定管理者制度という言葉は聞いたことはあっても、その具体的な内容ですとか現状については、詳しくはなかなかご存じないという現状がございました。そうした中で、事前検討会では、まず市役所の担当の方からご説明を受けたり、指定管理者制度とは何で、どういった形で、今、川崎市で導入が進んでいるかというご説明を受けました。その内容を簡単にまとめたものが、8ページ、9ページになります。

それから、10ページですが、それを踏まえまして、それでは、指定管理者制度導入によって何が一番変わったのかということ、まず3点に整理して確認をさせていただきました。

変化①②③ということでこちらにあります。まず1つ目が、施設を管理運営する主体が拡大されたということですね。そのことによって、民間や市民による施設管理運営があらわれたということです。前制度までは、行政がやっていたり、公共団体、外郭団体ですとか福祉法人などに限られていたものが、民間事業者、NPO、あとは地域の市民による団体にも門戸が開かれたということで、川崎市でも、制度導入によって、まだそれほど多い数ではないというご指摘も委員さんからありましたが、そういった団体が、施設管理運

営にかかわる事例も、少しずつあらわれてきているということです。

以上が、変化の1つ目です。

それから、変化の2つ目ですが、そのことによって、管理運営の主体性が向上し、民間ノウハウが施設管理運営に入るようになってきたということです。制度自体も、例えば、利用料金制度ですとか自主事業、かなり指定管理者の采配によってできることがふえました。そういったことから、新しい団体が指定管理者として施設の管理運営にかかわってくることも踏まえまして、民間のノウハウや、指定管理者自身が創意工夫を持って運営に当たるということで、これまでの運営にはなかったような工夫、民間ノウハウが入ってきたのではないかとということが、変化の2つ目です。

3つ目ですが、指定管理者制度につきましては、原則、公募方式がとられております。それから、指定管理者は、年度ごとに事業報告書を出して、それを担当部局、行政の評価、モニタリングを受けたり、必要に応じて改善の指導を受けるということで、これらのことによりまして、以前よりも運営に対する改善活動の動機づけが強くなったのではないかとご指摘がありました。これらのことは、市民にとっては、サービスの充実につながるだろうということで、評価をしておりました。

それから11ページですが、今回、昨年より、事前検討会を1回ふやしまして、もっと、よりよく、指定管理者制度についても現状の理解を深めようということで、3施設、9月2日に視察調査をしてまいりました。選んだ施設は、こちらにある3施設です。これらの施設は、民間や地域住民、これまでにはなかったような団体が管理運営にかかわるようになった事例、それから、それによっての運営が比較的高い評価を受けている事例、よい事例を学び、参考にしようということですね。それから、スポーツセンターですとか、高齢者施設、あとは旧児童館として、市民活動団体もかかわっていらっしゃるような、多様な市民、多様な世代がかかわっている施設ということで、この3施設をピックアップさせていただき、指定管理者の生の声もお伺いしました。それらを踏まえてまとめさせていただいたのが12ページ以降になります。

まず、先ほど、変化ということでは、3点挙げさせていただきましたが、じゃあ、具体的にどんな効果、メリットがあったのかということで、こちらは5点にまとめさせていただきました。

まず1点目が、住民ニーズへの、多様化しておりますが、そちらへの対応ができるようになったのではないかとということです。具体的には、住民のニーズを吸い上げて反映する

ということ、あとは、地域に密着化するということが、特に3つの施設を通して委員さんの感じられたコメントが、たくさん出ております。具体的には、例えば、各施設では、館長の手紙を置いていたりですとか、地域の運営会議を開いている事例、ボランティアや自治会の声を聞いている事例、利用者団体による企画会議を開かれていたりということですね。ニーズの反映では、スポーツセンターでは、子ども向けの教室を新しくふやしましたよ、ですとか、菅生こども文化センターでは自主企画事業が充実、また、すぐに要望に応じてできるようになったというようなことが出ておりました。それから、どの施設でもやはり地域密着化が進んだのではないかとということで、これは制度以前から進んでいたのではないかとご意見もありましたが、どの施設も、かなり地域のボランティア、パートスタッフを、地域の方入れている事例もありましたが、地域と一緒に活動していく、地域の声を聞きながらやっていくということをかなり意識されておりました。

以上が12、13ページで、効果の1つ目、住民ニーズの反映ということでございます。

14ページですが、効果の2つ目、施設管理運営の効率化が一部進んだということが指摘されておりました。これは、施設管理者がみずからの責任と権限で実施することが、裁量がふえたことから生まれたことということで、まず1つ目は、今回、特に出たのは、小規模の修繕ですね。ちょっとした修理とか修繕について手続、今までですと、やはり業者選定から割と手続が、幾つかあったのが、もうその指定管理者制度の判断で、地域の業者、つながりのある業者をすぐ入れることができるようになったというような指摘がありました。それから人員配置の改善なんかも、パートタイムスタッフに切りかえたりですとか、民間のノウハウを導入して、効果的な人員配置が進んでいるということです。

それから、15ページですが、効果の3つ目として、市民サービスも実際向上しているということが幾つか確認されました。1つ目は、これは、特にスポーツセンターで確認されたことですが、より専門的な知識・技術を持つスタッフの配置が指定管理者制度によって可能になったということで、報告を受けております。それからもう一つは、新たな施設利用者層の開拓ということで、これは、指定管理者の工夫が特に生きている部分の一つかと思いますが、例えば、高津スポーツセンターで、子ども世代を対象とした教室を、これまでよりたくさん開かれたり、菅生こども文化センターでは、中学生の利用を特に意識して、中学生とのコミュニケーションを強化して、利用者も実際かなりふえているということで、具体的な数字の報告なんかも調査を通していただいております。

それから、16ページ、効果の4つ目になりますが、運営団体、市民の成長という表現

をさせていただきましたが、こちらは、先ほどにも出てきましたが、改善活動への意識が施設の管理運営を行っている業者にとってもかなり意識が上がったというご報告がありました。これは、長沢壮寿の里のほうで、こちらは指定管理者制度導入以前から引き続き受けていらっしゃる団体でしたが、特に、職員の意識はかなり変わったというようなご報告がありました。

それから、最後5つ目の効果ですが、これらの効果もあわせて、実際に指定管理者制度、市財政への導入効果ということで、9億円以上の効果があったと。こちらは、平成21年度4月現在の時点ですが、192の施設に導入された結果として報告されております。こちらについても、委員さんのほうからはかなり大きな成果が上がっておりますねということで、ただ、これとあわせて、サービスの質が下がっていないこと、利用者や管理者への負担が増さないように、さらに運営をしていかなければいけないのではないかとというようなご意見が出ておりました。

続きまして、17ページ以降ですが、それでは、よりよい指定管理者制度運用へはどんなポイントがあるだろうということで、意見交換の結果が17ページ以降にまとめられております。こちらは、ポイントとしては、大きく3つ、整理させていただきました。

1つは、住民ニーズの反映、継続、充実ということです。今回行った3施設では、特に、どこも地域との関係を非常にうまく構築されていまして、すごくよい事例だねという評価でした、各委員さんの方々も。この動きを他施設にも広げていくことが望まれるのではないかとということです。やはり、ボランティアそれから地域スタッフ、これらとの関係を今後も意識していくことが、まず重要なのではないかとというご指摘です。

それから、ポイントの2つ目ですが、柔軟な制度運用体制・仕組みが必要ではないかということです。こちらは、具体的には、まず運営母体が、指定管理者制度によって、さまざまな団体が施設の管理運営にかかわるようになったんですが、逆に、いろんな性格を持った団体がかわられているということで、それぞれ、例えば、地域の住民が入っていたり、あとは大きな財政基盤を持っていたりという、それぞれ強み、弱みがあるのではないかとということです。それぞれに対して、その長所を伸ばして、短所を補っていけるようなノウハウ、そういうものを蓄積して行って、制度としてもうまく支援していけるような形が必要なのではないかとということです。これをうまくやらないと、指定管理者制度を導入しても、受託団体が偏ってしまうようでは、多様性も出てこないし、市民サービスの向上にもつながらないのではないかとというようなご意見も出ておりました。

それから、18ページのほうになりますが、施設に対しても多様なものがありまして、それへの対応も必要なのではないかということです。公の施設と一言に言いましても、今回、視察に行った中だけでも、福祉施設からスポーツ施設、いろいろありまして、特に今回出たのは、スポーツ施設は、入館料ということや講座の参加者ということで、そちらをふやせば収入はふえるんですが、福祉施設は収入の上限が法的に決まっているということで、そういった中で、なかなか一律に運営していくことは難しいだろうと。それから、あとは、福祉施設に関しては、利用者の方が、やはり管理運営者が変わることに関しての不安が強いので、対人サービスの密度が高いものに関しましては特に不安が高いということで、そういった施設ごとの性格に合わせた運用も今後は意識していく必要があるだろうというご指摘です。それから、最後は、財政状況ですとか社会情勢の変化にも柔軟に対応できるようにしておく必要があるだろうというのが、ご指摘の2つ目のポイントでした。

20ページになりますが、ポイントの3つ目といたしましては、制度の認知、透明性、公平性を高めていくことが必要だろうということです。これは、各委員さん、今年度活動を始めるときに、まだまだ指定管理者制度についてよく知らなかったということもございますし、認知度を上げていく、それから、モニタリングや評価、あとは、業者、団体の選定についても、現状でも公開はされているんですが、それをもっともっと積極的に発信、アピールしていくことが必要なのではないかというポイントのご指摘でした。

最後、21ページ以降ですが、今年度の市民部会の成果として、まとめとして4つの提案ということでまとめさせていただきました。

まず、提案の1つ目、これまでのも踏まえての4つの提案ですが、まず、制度をより積極的に広報していく必要があるだろうということです。指定管理者制度がどの施設に入っているのか、導入によって何が変わったのか、もっと積極的にPRしていくということです。具体的に出た、例えばご意見としては、施設に、もっと利用者にもよく見えるように、指定管理者がどういった団体であって、どういったことを意識して運営しているんだよというようなことを掲示してはどうかということですね。あと、委員さんの意見としては、受け身な情報発信だけではなく、積極的な広報をどんどんしてはどうかというご意見でした。

それから、提案の2つ目ですが、利用者モニタリングの仕組みの確立とあります。こちらは、やはり利用者の声を、指定管理者の評価についても反映させていくような仕組みを、どんどんつくっていったらどうかということです。例えば、具体的に出たご意見は、利用

者のアンケートということも形ではやっているんですが、それが本当の声になっているのかどうかということはよく検証する必要があるだろうということでした。あとは、市民サービスの向上という意味では、むしろ、ここの施設はいいという評価する市民の声だけではなくて、むしろ、クレームですとかご意見をいかに吸い上げて、それを、よりよき運営につなげていくかということが重要ですので、そういったことを形式的に行うのではなくて、利用者の意見を吸い上げる仕組みについて、突っ込んだ評価の仕組みが何かできないかということでした。あと、ご指摘が出たのは、とりあえず、今の制度としては、行政と指定管理者を受けている団体の間では、報告書を出して評価を毎年受けているということですが、その関係はできているんですが、利用者と指定管理者、利用者と行政というようにつながりをもっと強化してはどうかということでした。今の仕組みだと、下手をすると、指定管理者が自分の評価を上げたいために、利用者のよい声を形だけ集めて報告するような形も出てしまうのではないかというように懸念するご意見も出ておりました。

それから、3つ目の提案ですが、これも利用者の視点からたくさんご意見が出たところですが、施設利用のルールを明確化していくことがかなり重要だということですね。具体的には、各委員さんのほうからも、例えば、自分が利用した施設で、ごみの出し方ですとか、施設の利用の予約の仕方について、ちょっと不明だったり、不公平感が出てきてしまったりすることがあるということでした。それを、明確にして、公平化を高めるということです。特に、スポーツ施設は、高津スポーツセンターでもそうだったんですが、例えば、体育館の利用とかは人気がありまして、昔から使っている団体が、たくさん利用するために、同じ団体なのに名前を変えてたくさん登録してしまっていたりですとか、とにかく、新しい方が利用しやすいように、明確化、公平化、より多くの市民の方に喜んで利用していただけるような基準をどんどんつくっていったらいいのではないかということでした。

最後の提案、4つ目ですが、こちらは、指定管理者制度に限らずということで、最後に委員さんからたくさんご意見をいただいたところですが、市民の市政への声を生かす制度を、もっと強化、確立していただきたいというご意見でした。例えば、こういった委員会へ参加されている委員の方、今の委員さんも今期の任期はあと数カ月ということになっておりますが、そういった、例えばOBの方ですとか公募に応募されてきた方、あとアンケートに回答していただいた方、そういった市政に関する関心の高い市民のご意見をもっともっと生かせるのではないかと。それも踏まえながら、モニター制度ですとか、市政を、行財政改革を応援していただけるような市民を確保することをどんどんお願いしたいとい

うようなご意見が、提案4でございます。

以上、本当にざっとした説明ですが、以上です。最後、24、25ページは、昨年度の報告書でも、各委員さんから「あとがき」ということで原稿をいただいたんですが、今年度はあと数カ月で今の委員さんの任期が終わりまして、また新たなテーマ、また、このあとの議題に出てくるかと思いますが、大きな取り組みテーマとして、調査・審議・報告という形では、こちらが最後になるだろうということもございまして、今までの任期も踏まえて、今年度のテーマに限らず、割と自由なご意見を書いていただいたものが、24、25ページに掲載されております。

あとは、資料として、要綱、名簿等を掲載させていただいております。

以上、駆け足でしたが、今年度の報告書を活動成果としてまとめさせていただいたものです。

加藤部会長

ありがとうございました。

ただいまCSKさん、事務局からご説明がありましたけども、皆さんのほうで、何か補足の意見とか、もしくは、追加でこのことだけはお伝えをしたいというような案件がございましたら、自由に、よろしく願いいたします。特に指名はいたしませんので、ございましたら、何かいただけますか。

明日、私のほうで親会のほうに報告をしますので、いただいた意見については、できるだけ反映をするように行いますので。

明日、9時に市長に報告ということでよろしいですね。

篠原行財政改革室主幹

明日は、また後でその他のときにご説明しますが、一応9時20分から始めますので、その前の9時10分にはご集合していただけたらと思います。

加藤部会長

はい。

徳田委員

今日、このまとめをいただきまして、大変よくできていて、確かにこのとおりだと思いますが、私、検討の過程でちょっと言えなかったことがありまして、それは何かといいますと、指定管理者制度というのは、指定管理の対象になった施設に何らかのメリットを与えるという点があるわけですね。ただ単に管理責任を持たせて、市のかわりにやってもらうというだけではなくて、そのかわりにメリットが与えられるということは、市が直接やっている場合よりも、ここに書かれたような、いろんな効果が生まれてくる。それは確かにそのとおりなんですけれども、それでまた、市から直接であるよりも、9億円の節約になったということもありましたが、他方、懸念としては、そういった一定の団体・組織に特定のメリットを与えた場合、同じような民間施設の間で不公平が生じないか。民間業者からの公平性の確保ということも、問題意識として持つべきではないでしょうか。それは、具体的に実現するためにはどうしたらいいかといいますと、なかなか難しい問題で、結局は公募基準を明確にして、厳正な選定をする。あるいは、毎年のご報告や何かでモニタリングを充実させていることに留意して選定できるようにすることが肝要だと思いますけれども、それがこの指定管理者制度について検討過程で私が抱いた問題意識です。つまり、指定管理の対象になったところに特定のメリットが与えられて、民間間の競争が阻害されないように、注意してやっていく必要があるのではないかとということです。

加藤部会長

はい。一つはご質問も含めた、民間施設との、効果、競争という公平性の担保は、この指定管理者制度の中に、どんなふうに、一つは、くさびというかポイントが入っていますかというご質問もあると思うので、その辺いかがでしょうか。

篠原行財政改革室主幹

そうですね。今のご指摘にあったように、指定管理制度導入時点では、やはりメリットという面ではコスト削減というのは当然あったんですが、当然、指定業者を選ぶ場合は公募というのを原則に思っています、やはり公平性を担保しなくてはならないというところは今後の課題にもなってくると思います。今のところ、指定管理制度で業者を選定する場合は、第三者の委員の方に入っていていただいて委員会を開いてやっているんですが、今後は、その第三者委員の方のところをもっと強化して、公平性を保って、今後、運営していかなくちゃいけないのかなというふうに考えていまして、検討のほうを続けているとこ

ろでございます。

加藤部会長

あと、お時間、少しありますので、何かございますか。

前田委員

指定管理者、私自身も、最初よくわからなかったのをだんだん勉強させてもらって、よくわかったんですが、これ、実現した暁にはすばらしい制度だなと思いますね。だから、要するに、指定業者と指定管理者の皆さんと原局が、年1回ですか、何かモニタリングをやって評価する際がありますよね。そういうときは、大いに相手の言い分を聞いていただいて、非常にメリットといいますか、いい点はどんどんどんどん蓄積していただいて、ほかの指定業者にもいい例を教えてあげるとか、そういう集積をすることによって、さらに指定管理者制度はよくなると思いますので、ぜひ、モニタリングとか、評価制度のときは大いに活用されて、これをよりよく改善していくよう利用されるといいのかなというふう非常に思いました。指定管理者制度、川崎市全体にこれが普及していけば、私はすばらしい制度だと思いますので、市のいい点と、要するに民間の工夫によって効果を上げるという、そういうメリットをぜひ指定管理者制度を普及することによって、生かしていただきたいなと思います。

加藤部会長

ご意見でよろしいですか。

前田委員

はい。それで結構です。

加藤部会長

他にございますか。なければ、この皆さんからいただきました内容で、明日、親会のほうに、また市長のほうにご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、行政を代表いたしまして、長谷川総務局長さん、一言、よろしく願いいたします。

長谷川総務局長

はい。活発なご意見、ありがとうございました。

まず、予算案についてでございますが、いろいろとご意見いただきまして、今後、税収の回復がない場合の対策についてもサジェスションをいただきましたので、先ほども財政の白鳥主幹のほうからご説明いたしましたように、来年度は、23年度から始まります行革プラン、それから、実行計画の見直しの時期でございますので、その中で、きちっと議論しながら、将来的な川崎市の市政運営をどのようにすればいいのかということを含めて、きちっと市民の方々にアナウンスしていければと考えています。

それから、報告書でございますけれども、実際に、委員の皆様が、3施設のごらんをいただいて、その実態にあわせてきちっと報告書をまとめられたということで、非常にわかりやすく提案がなされていると思います。それと、特にポイントと提案ということで、委員の皆様方からご意見等が書かれておりますけれども、この意見につきましては、今後、指定管理制度をきちっと、先ほどもご意見にございましたけれども、効率的に、そのメリットを生かしながら、本市としても進めてまいりたいと考えております。

それから、実は、さきの3月議会で、指定管理者の選定に係る選考の方法について、いろいろと質問がございました。先ほども説明がありましたけれども、今、外部委員のみで選定をいただく手法について検討をしているところでございまして、より公平性を担保しながら、指定管理者制度のメリットを生かせるような制度構築をしてまいりたいと考えております。

いろいろとご議論をいただいたものを庁内で共有化をいたしまして、今後の制度活用に参考にさせていただければというふうに考えております。本当にありがとうございました。

また明日、ちょっと朝早うございますけれども、市長のほうに報告をいただくということでございます。また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、本当にありがとうございました。

加藤部会長

ありがとうございました。

一言、私のほうから、まとめでございますけれども、ぜひ、予算につきましては、前年の広報のあり方を踏まえまして、ぜひ、市民の皆さんに伝わるような予算の伝え方をしてい

ただきたいと思っています。

巷間、やはり、名古屋市の住民税減税の問題、杉並区の取り組みの問題、一方で非課税所得の方が非常に多くて納税が厳しいという状況を踏まえますと、市民の方で関心のある方もたくさんいらっしゃると思うので、広報のあり方についてはぜひご検討いただきまして、ぜひ、市長のおっしゃっていることが伝わるような取り組みをお願いをしたいと思っております。

また、今回のこの活動の報告につきましても、今、長谷川総務局長からありましたとおり、ぜひ、今後の活動に生かしていただきまして、よりよい市民との関係がつくられますように、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

では、事務局、よろしくお願いいたします。

篠原行財政改革室主幹

はい。ありがとうございました。

それでは、次第の3番のその他にありますことで、事務連絡が2点ほどございます。

まず、1点目は、明日の市長報告会についてでございます。明日3月24日水曜日9時20分から、市長応接室において、市民部会の平成21年度の活動状況を市長へ報告いたします。出席の確認は既にさせていただいていますが、改めて、明日9時10分までに、本庁舎2階へお集まりいただきたいと思っております。

なお、その後、10時から開催される行革委員会におきましては、加藤部会長のほうから市民部会の活動報告を行う予定となっておりますので、もし、委員の方、お時間がございましたら、傍聴していただければと考えてございます。

2点目は、今後の市民部会の活動についてでございます。ご存じのとおり、市民部会の委員の任期は、今年9月末まででございます。これまでは、取組テーマを設定して、1年間かけて検討してまいりましたが、平成22年度は、任期が年度の途中ということがございますので、そういったテーマを決めて検討するというのがちょっと難しいかなというふうに考えてございます。平成22年度は、次期行革プラン、行財政改革プランの策定を行う年でもあります。ですので、素案づくりに向けた作業というのを上半期に行いますので、その際にご意見をいただいてまいりたいと考えてございます。内容につきましては現在検討中でございますので、本日、具体的にお示しすることはできませんが、検討結果

等については後日ご連絡をいたしますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

加藤部会長

はい。徳田委員。

徳田委員

今後の活動方針についてですけれども、一つ、私が非常に関心を持っているのは、あちこちに市長への手紙といったような封筒を要所に置いてあって、あるいは、市政だよりも何とかなの声と申して質問や要望を受けているということがありまして、ですから、川崎市民から市に対して、あるいは市長に対して、これまでどのような質問・要望が出されて、それに対してどのような対応がされたかというようなことがまとめられると、それに対してコメントする機会が得られればいいなという、そういう思ひもあります。これはご参考までですけれども。

加藤部会長

わかりました。ぜひ、また、いろいろと検討いただきまして。

篠原行財政改革室主幹

また、ぜひ検討のほうをさせていただきたいと思ひます。

加藤部会長

ほかに、何かよろしいですか。

(なし)

それでは、これもちまして、平成21年度第2回行財政改革委員会市民部会を終了いたします。

長時間、まことにありがとうございました。